

事業化状況・知的財産等報告システム操作マニュアル正誤表

平成 27 年 4 月 7 日 修正

11 頁

操作マニュアルの補足 パスワードを忘れた場合

変更申請している事業者の場合は、確定通知書に記載された補助金交付決定額は当初の額であり、や補助事業に要した経費については税込みのため、実績報告書の経費明細を参照してください。

18 頁

1. 現在の状況について

設備投資のみ、試作開発等で転用申請を出した事業者は事業化ありで申請してください。

段階は 5 段階あります。

2. 継続試作開発の状況について

①成果、事業化の見通し等について記入してください。

この欄に、事業化ありとしていながら、販売金額 0 の理由を、報告基準日(3/31)、事業開始年月日、決算期との関係で説明してください。

3. 事業化に関する状況について

提出された報告書のなかに事業化ありとしていながら、製品名の記載がないものがあります。

設備投資のみ、試作開発等で転用申請を出した事業者は事業化ありです。

また、販売されていない場合でも、今後の事業化状況の報告として、販売予定の製品名を記載し、損益計算書をもとに原価総額を記載し、当該事業の原価は 0 を記入します。

添付書類について

損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書をすべての事業者が提出してください。

7 頁

1 - 4. 補助事業者様の社名等や所在地の変更等(上記のとおり補助事業の承継は事前承認が必要です。)

補助事業者様の社名、…中略・・・

※本システムから「社名(所在地)等変更届出書(参考様式 16)は作成できません

13頁

誤 知的財産権等の譲渡又は実施権の設定 有

⇒

正 知的財産権等の譲渡又は実施権の設定 有 (「出願中」の場合も含む)

17頁

誤 2014年07年09日 2014年07年09日 未入力

⇒

正 2015年05年09日 2015年05年09日 未入力

21頁

誤 2014年07年09日 2014年07年09日 2014年07年09日 未入力

⇒

正 2015年05年09日 2015年05年09日 2015年05年09日 未入力

23頁

登録日

誤 2014年07年09日

⇒

正 2015年05月09日

24頁、25頁

文書発信年月日

誤 2014年07年10日

⇒

正 2015年05月10日

44頁
様式第13

手書きしてください

受付番号 を追加してください。

年 月 日

愛知県地域事務局
会長 鶴田 欣也 殿

申請者住所(郵便番号、本社所在地)
氏 名(名称、代表者の役職及び氏名)

連絡担当者(職名及び氏名)

※ 共同申請の場合、補助

TEL

FAX

手書きしてください

平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金
事業化状況・知的財産等報告書

事業計画名()

交付決定通知書をもとに手
書きしてください

平成 年 月 日付け 第 号をもって 後略

46頁 の 補足説明

様式第13の別紙

事業化状況等の実態把握調査表(平成 年 月 日①～平成 年 月 日②)

初回の報告では①は交付決定年月日、②は平成27年3月31日となります。

3月31日決算の場合は考慮することなくこの期間に対応した決算書を付けて頂ければ結構です。

次の場合は、調整が必要です。

たとえば、3月決算の場合で、平成25年7月25日に交付決定され、平成26年4月に事業終了し、5月末に補助金の支払いを受け、平成26年7月1日から成果活用型の生産転用の承認をうけて、事業を開始した場合、平成27年3月31日までに確定した決算は平成27年3月31日の1期分となります。

また、費用収益対応の原則から、事業化に関する状況についての販売金額は、平成25年7月25日に交付決定され、平成27年3月31日までに販売したものを計上します。

たとえば、3月決算の場合で、平成25年7月25日に交付決定され、平成26年1月に事業終了し、2月末に補助金の支払いを受け、平成26年3月1日から成果活用型の生産転用の承認をうけて、事業を開始した場合、平成27年3月31日までに確定した決算は平成26年3月31日と平成27年3月31日の2期分となります。

また、費用収益対応の原則から、事業化に関する状況についての販売金額は、平成25年7月25日に交付決定され、平成27年3月31日までに販売したものを計上します。

たとえば、8月決算の場合で、平成25年7月25日に交付決定され、平成26年4月に事業終了し、5月末に補助金の支払いを受け、平成26年7月1日から成果活用型の生産転用の承認をうけて、事業を開始した場合、平成27年3月31日までに確定した決算は平成26年8月31日の1期分となります。

また、費用収益対応の原則から、事業化に関する状況についての販売金額は、平成25年7月25日に交付決定され、平成26年8月31日までに販売したものを計上します。

たとえば、8月決算の場合で、平成25年7月25日に交付決定され、平成26年6月に事業終了し、8月末に補助金の支払いを受け、平成26年10月1日から成果活用型の生産転用の承認をうけて、事業を開始した場合、平成27年3月31日までに確定した決算は平成26年8月31日の1期分となります。

また、費用収益対応の原則から、事業化に関する状況についての販売金額は、平成25年7月25日に交付決定され、平成26年8月31日までに販売したものを計上します。この場合、販売金額は0です。

現在の事業化までに関する状況について

設備投資のみについては、事業化ありを選択してください。

そのうえで、第1段階から第5段階までを選択してください。

試作開発+設備投資、試作開発のみの累計で申請された方で、様式第12を申請された方も同様です。

事業化ありを選択してください。そのうえで、第1段階から第5段階までを選択してください。

54頁

誤 ②「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額・・・

正 ②「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が補助事業年度に自己負担によって支出した額(以下、自己負担額という)・・・